

2017年3月22日

2号機原子炉建屋（管理区域）燃料プール冷却浄化系逆洗受タンク室 における放射性物質による汚染の確認について

東京電力ホールディングス株式会社
福島第二原子力発電所

1. 不適合の概要（発生状況）

3月21日、2号機原子炉建屋（管理区域^{*1}）3階燃料プール冷却浄化系逆洗受タンク室^{*2}において、協力企業より同タンク室内の汚染確認依頼を受けた当社社員が床面の放射能測定を行ったところ、社内で定める汚染区分の基準値（B区域：4ベクレル/cm²未満）を超える汚染（最大17.9ベクレル/cm²）を確認しました。

2. 対応状況

同タンク室内の汚染区分をC区域（40ベクレル/cm²未満）に設定しました。また、床面が放射性物質で汚染していた原因について調査を行います。

3. 安全性、外部への影響

同タンク室は施錠管理しており、管理区域内のその他エリア等への放射性物質による汚染の拡大はなく、本事象による外部への放射能の影響はありません。

また、放射能測定を行った当社社員に、体内への放射性物質の取り込みおよび計画外の被ばくはありませんでした。

以上

*1 管理区域

放射線による無用な被ばくを防止するため、また、放射性物質による汚染の拡大防止をはかるために管理を必要とする区域。

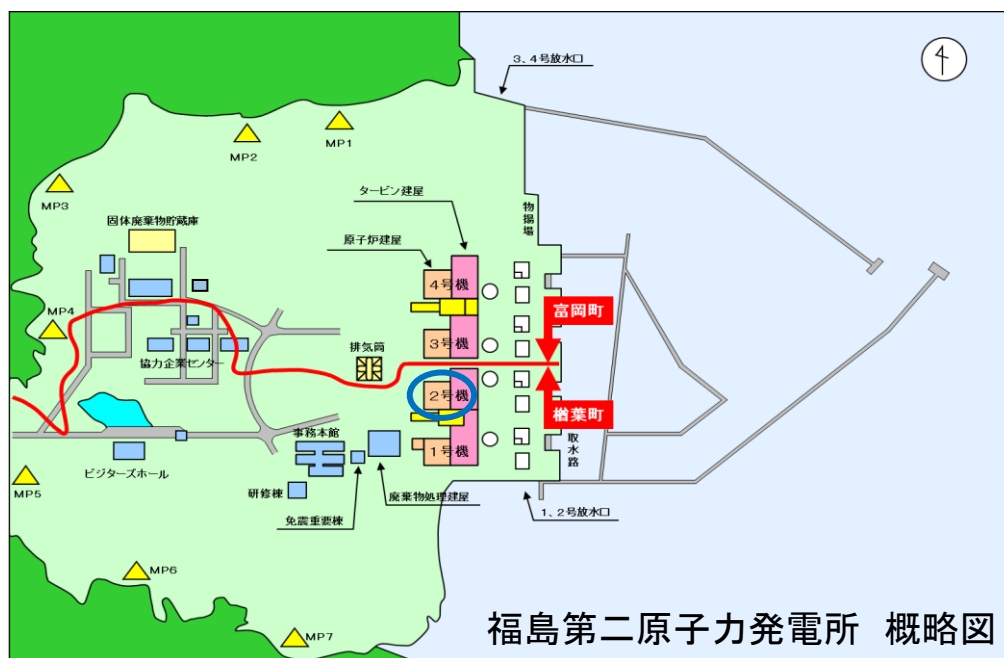
「管理区域」の汚染レベルは、法令で表面汚染密度が4ベクレル/cm²を超えるまたは超えるおそれのあるところと定めている。

当社では、一般的に建物単位で「管理区域」を設定しており、表面汚染密度が4ベクレル/cm²を下回るエリアについても「管理区域」に設定し、管理しているが、このようなエリアにおいても放射性物質を出来る限り拡大させないよう、社内運用として汚染区分を定め、汚染区分を超えて汚染が拡大した場合には適宜清掃等を実施している。

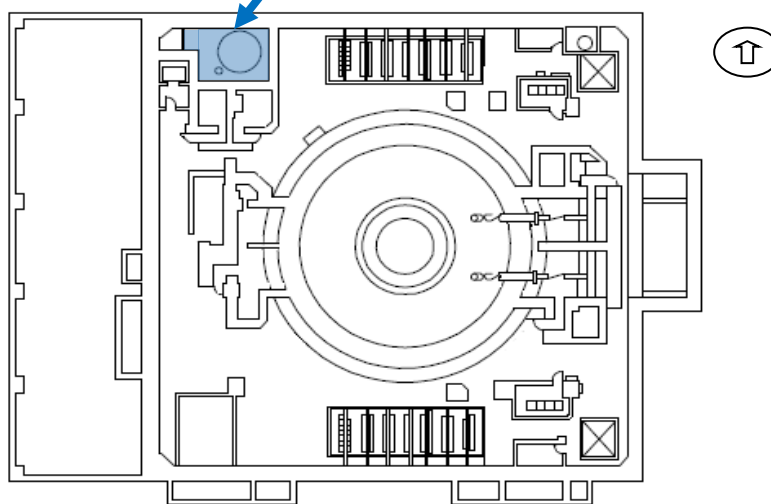
法令の区分	社内の汚染区分	表面汚染密度
管理区域 (物の表面の汚染密度が 4ベクレル/cm ² を 超えるまたは超える おそれのあるところ)	A 区域	汚染のおそれのない区域
	B 区域	汚染を 4 ベクレル / cm ² 未満としているエリア (今回汚染が確認されたエリア)
	C 区域	汚染を 40 ベクレル / cm ² 未満としているエリア
	D 区域	汚染が 40 ベクレル / cm ² 以上のエリア

*2 燃料プール冷却浄化系逆洗受タンク室

使用済燃料プールの水を冷却および浄化する系統において、ろ過脱塩装置（フィルタ）の樹脂を洗い落とす際の樹脂受けタンクを設置した部屋。



4ベクレル/cm²を超える汚染が確認されたエリア



2号機 原子炉建屋 3階 現場配置図

福島第二原子力発電所 2号機
4ベクレル/cm²を超える汚染が確認されたエリア 現場概略図